



福岡医発第3344号(地)
平成27年 3月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検視済証明の廃止について

標記の件につきまして、福岡県警察本部刑事部捜査第一課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

福岡県下においては警察が検視に携わった場合には医師が作成した死亡診断書(死体検案書)の欄外に、検視を実施した警察官が検視済みである旨を記載し署名押印を行う行為(以下「検視済証明」という。)を実施しておりましたが、今般、警察庁の指導により、検視済証明が廃止されております。

廃止の理由としては、遺族が検視済証明の手続のために警察署への再訪を求められたり、検視済証明が行われていない他の府県との間で対応に差があったりと、遺族等に多大な負担を強いている状況にあること、また、検視済証明は慣習的に続けられていた制度であり、法令上の根拠が存在していないことから、今般、全国的に廃止されるようになった次第です。

福岡県内の各警察署には福岡県警察本部より、平成26年10月1日付で案内が発出されており、現在では警察が検視を行った案件は死亡診断書(死体検案書)が発行された後、同書は検視済証明がされることなく役所に提出される流れとなっております。

なお、死亡診断(死体検案)を実施した医師が、警察が検視した旨を記載しておくべきと判断した場合には、同書の(18)の欄「その他特に付言すべきことがら」に「〇〇警察署へ異状死の届出をした」「〇〇警察署の警察官が検視を行った」等記載するよう依頼がっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

福警捜一第4025号

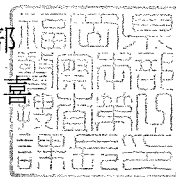
平成27年 2月 4日

福岡県医師会

会 長 松 田 峻 一 良 殿

福岡県警察本部 刑 事 部

捜査第一課長 清 水 幸 喜



検視済証明の廃止について（連絡）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡県下においては警察が検視に携わった場合には医師が作成した死亡診断書（死体検案書）の欄外に、検視を実施した警察官が検視済みである旨を記載し署名押印を行う行為（以下「検視済証明」という。）を実施しておりましたが、警察庁の指導により、検視済証明を廃止しております。

廃止の理由につきましては、遺族が検視済証明の手続のために警察署への再訪を求められたり、検視済証明が行われていない他の府県との間で対応に差があったりと、遺族等に多大な負担を強いている状況にあること、また、検視済証明は慣習的に続けられていた制度であり、死亡診断書（死体検案書）に警察官の検視済証明を求める法令上の根拠が存在していないことから、遺族等の負担軽減の観点と法令上の根拠を有しない検視済証明を存置しておくことは適当でないとの理由により、警察庁が関係する厚生労働省、法務省と協議して全国的に廃止するようになった次第です。

本県におきましても、福岡県医療介護部及び福岡法務局と協議のうえ、平成26年10月1日付で検視済証明を廃止する旨の通知文を福岡県下の各警察署に発出しており、警察が検視を行った案件は先生方が死亡診断書（死体検案書）を発行された後、同書は検視済証明がされることなく役所に提出される流れとなっております。

なお、死亡診断（死体検案）を実施された先生において警察が検視した旨を記載しておくべきと判断される場合には、同書の(18)の欄「その他特に付言すべきことがら」に「〇〇警察署へ異状死の届出をした」「〇〇警察署の警察官が検視を行った」等記載をしていただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年も倍旧のご支援ご厚情を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

福岡県警察本部刑事部捜査第一課

検視官室 検視指導係

代表 (092) 641-4141 内線 (4187・4188)

